

役員等報酬規程

社会福祉法人 輪島市福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 輪島市福社会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、必要な報酬等を支給する。

(定義等)

第2条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、当法人の業務を行う場合、別表に定める報酬を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の役員等に対して報酬等は支給しない。

- (1) 報酬は毎月25日（当時が休日の場合はその前日）に支給する。
- (2) 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など当法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
2. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
4. 役員等が出張する場合は、費用として別に定める旅費規程に基づいて支給

する。

5. 役員等が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第3条の2 新たに理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。また、計算により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、切り上げる。
4. 第2項の規程にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年5月26日 平成29年度 第1回 理事会、平成29年6月15日 平成29年度 定時評議員会にて議決)

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月5日 令和2年度 第1回 理事会、令和2年6月18日 令和2年度 定時評議員会にて議決) (第2条、第3条関係) (一部改正) (第2条の2、第3条の2、「別表 第1」「別表 第2」関係) (追加)

「別表 第1」 報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 70,000 円
業務執行理事	月額 40,000 円

「別表 第2」 非常勤の役員及び評議員の報酬

(1)理事

区分	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、当法人・施設業務のための出勤・出張	10,000 円

(2)監事

区分	日額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、当法人・施設業務のための出勤・出張	10,000 円

(3)評議員

区分	日額
評議員会等会議への出席	10,000 円
上記の他、当法人・施設業務のための出勤・出張	10,000 円